

令和 4 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 6月定例会付託案件	1
1. 所管事務調査	7

令和 4 年 6 月 2 1 日 (火曜日)

建設環境委員会会議録

令和4年6月21日 火曜日

午前10時00分開議

午前10時28分開議（実時間26分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第56号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
1. 議案第57号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 谷川登君
委員 太田広則君
委員 木村博幸君
委員 谷口徹君
委員 山本幸廣君

※欠席委員 前川祥子君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長 沖田良三君
建設部次長 高木剛生君
建設部次長兼復興整備課長 宮川武晴君
理事兼土木課長 竹原彰吾君
建設政策課長 一美晋策君
理事兼住宅課長 早木浩二君

○記録担当書記

谷口一輝君

（午前10時00分 開会）

○委員長（上村哲三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

○議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（上村哲三君） それでは最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第7款土木費について、建設部より説明願います。

○建設部長（沖田良三君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長、沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、建設部所管分につきまして、高木次長より説明いたさせますので、御審議方よろしくお祈りいたします。

○建設部次長（高木剛生君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の高木でございます。よろしくお祈りいたします。

着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○建設部次長（高木剛生君） それでは、お手元の議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

14ページをお開きいただき、下の表を御覧ください。款7・土木費、項3・河川費、目1・河川費は、補正額900万円を増額補正し、7890万3000円としております。補正額の財源内訳につきましては、県支出金が900万円でございます。補正額の内訳は、節18・負担金補助及び交付金を900万円増額するものでございます。内容は、表の右、説明欄に記載しております土砂災害危険住宅移転促進事業でございます。

別冊の委員会資料議案第46号・建設部所管分の3ページを御覧ください。

この事業は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方が安全な地域に移転する際の費用の一部を補助するものでございます。当初予算において計上しておりました2件に対して、5件の申請が見込まれることとなったため、新たに3件分の増額補正をお願いするものです。

それでは、予算書に戻っていただき、15ページ上の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、補正額2億3850万円を加えて、18億5634万円としております。このうち、表の右、説明欄の1行目に記載しております公共インフラデジタルマップ事業3100万円が、本委員会に付託されました事業の補正額でございます。

この補正額の財源内訳につきましては、国県支出金1億6100万円のうちの国庫支出金3100万円でございます。補正額の内訳は、節12・委託料を3100万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第46号・建設部所管分の4ページを御覧ください。

この事業は、道路、河川などの災害復旧工事の進捗状況や、災害発生時の交通規制状況を市のホームページやスマートフォンなどを用いて市民の方々に情報を提供するシステムを構築するものでございます。

以上、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の2件の部分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員（谷口 徹君） 土砂災害危険住宅移転促進事業についてですが、3件が増加で見込まれるということで、何か市のほうからPRとか勧奨とかいう働きかけがあったからなのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） おはようございます。土木課の竹原でございます。

今、委員お尋ねのPRということでございませけれども、基本的にですね、PRといたしまして現在やっていますのが、ホームページ、こちらに記載しております。それとですね、例えば坂本町が被害がひどかったものですから、坂本支所のほうにチラシのほうをですね、置いたりですね、しております。あと、ホームページ上ですが、被災者に対するどういう制度があるかということで、一覧のほうでも紹介しております。

今回ですね、3件あったということなんですけれども、今まで、この3件を加えてですね、11件申請出ております。これ全部ですね坂本町の方でございまして、豪雨災害が影響してそういう件数が出ているというところで、そういう坂本町ですね、1回そういう制度を利

用された方からの口コミとか、そこら辺もあるのかなということを思っているところです。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 谷口委員、よろしいですか。まだありますか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員（山本幸廣君） 質疑の中で、予算については何も私は反対するわけではないんです。理解いたしました。ただ、これは10分の10の県の事業で私は理解をしております。その中でですね、県が危険区域を促進をしておることも私は記憶をしておりますが、要はこの危険区域が今、八代市内でどれくらい対象になっているのか、その数字をひとつ示していただけだと思います。即答できなければ、後から資料でもよろしいですから。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） すいません、今、委員からお尋がありましたレッドゾーンですね、対象の数が分かればということでしたが、そちらのほうはちょっと今日是用意しておりません。今、予想されますのが、泉地区、東陽地区と坂本地区ですね。山間部。それと、八代市内でいえば、龍峯地区と、あと日奈久地区、二見地区、こちら辺はですね、山沿いにありますもんですから、そこら辺の人々が対象になると思います。

数につきましてはですね、レッドゾーンの対象家屋につきましては、また後ほど資料提出という形でお願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） 山本委員よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） そこでですね、今日は、うちの副委員長も泉町の出身の方なんですけど、泉地区、二見地区、坂本地区、山間部ですけども、この地域においてこの対象になられた方々もおられると思うんですね。今回についてはこの数字ですけども、要はこの県の事業の中

でですね、私が、300万円という数字は以前から何十年と、県が始めた頃から300万円の数字だと思うんですよ。これは私たちが言うわけではないんですけども、要はこれで移転をして生命と財産を守るという中での危険住宅の移転という理解をしておるわけですけども、あまりにも移転が進まないとか、それと同時に移転が進んでその地域で過疎化が進んでいくと。大変問題等も出てですね、前に進んでない状況だと思うんですね。

今回については坂本地区ですから理解をいたしますので、その辺りを県とのやり取りの中で、こういう意見があったんだということもひとつ意見を理解していただければなど、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにございせんか。

○委員（太田広則君） 関連してですね。例えば今日みたいに他市では大雨警報が出たわけですね。そういったときに、レッドゾーンにおられる方がですね、ああ、やっぱりうちは危険だなと、今から先、やっぱり移転したほうがいいなという方が当然出てくるかと思うんですね。そういった場合は、都度、県のほうからの補償が出るというような体制になっているんですね。そこのところだけちょっとお聞かせください。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） 委員お尋ねのですね、今後そういうケースが出た場合ということなんですけれども、今のところ県からこの制度をいつまでという通達はありません。基本的には、今後もですね、続いていくものと思われまして。今後そういう心配事があって移転したいということがあればですね、御相談していただければですね、対応したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（太田広則君） 分かりました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（木村博幸君） 今出ています土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンですけど、これはマップか何かで多分見れるようになっているんだろうと思いますが、これは、最新版、いつからか更新されていると思うんですが、要は令和2年7月豪雨とか震災やら、一番最新版というのはいつのやつが反映されたやつですか。

○理事兼土木課長（竹原彰吾君） すいません、委員から今ですね、いつが最新版かという。その都度その都度、県のですね、ホームページ、こちらのほうですね、更新をされております。すいません、いつが最新というのはですね、ちょっと私たちも今把握してない状況でございます、ホームページを見れば常に最新の状況でアップしてありますので。ということでございます。

以上です。

○建設部次長（高木剛生君） 私もちょうと具体的にいつからというのはちょっと把握できていないんですけど、平成17年に土砂災害防止法が制定されて、そこから始まっていますので、古いやつだと20年前後ぐらい、それからまた定期的に見直したりもしていますので、場所によってちょっと新しいところ古いところはあるかと思いますが、土地の形状とかも変わってきたりしますし、家がなくなったり新たに建ったりすることもありますので、そこは定期的に見直しておりますので、現況に合ったレッドゾーンが指定されていると考えられます。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） この地域において、今回令和2年7月豪雨で、かさ上げ地区と、ひょっとしたらこのレッドゾーン地区、両方該当する地区が出てきたんじゃないかなと。そういった場合、かさ上げには補助があつて、建替えや何やでお金も出るけど、併せてひょっとし

てレッドゾーンだったらよそに移転ということにもなるのかなと思うのですが、今回、かさ上げ地区の方々がレッドゾーン地区だよというところを認識されているのかなというのが少し疑問が湧いたものですから。もちろん、かさ上げ地区の方にこういった制度があるんですよというのは周知してあるのかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（上村哲三君） ちょっと認識違いのあるかもしれん、併せて言いなせ。竹原君、言えん。

○建設部次長兼復興整備課長（宮川武晴君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）復興整備課の宮川でございます。

今、委員からお尋ねのございました、かさ上げ対象地区にレッドゾーンがあるのかということでございますけど、何か所かは確かに宅地かさ上げ予定のところにレッドゾーンが入っているというような状況もございます。そのような方に対しては、今後の再建をどのように進めるかということについて、個別でですね、今、国交省さんも含めて協議をさせていただいているという状況でございます。

それから、対象の方がレッドゾーンとしての認知度があつて、さらに今回の移転費について承知しているかというところまではですね、申し訳ございませんが把握はしておりませんが、ただ、被災者の方に対しましては、今、竹原理事のほうから説明ありましたとおり、坂本支所にはですね、そういったチラシを置いていたりとか、被災者の支援一覧とかを配布したりしておりますので、御存じの方もあってはならないかなというふうには認識しております。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

ぜひですね、周知がですね、きちんと行われ

て、選択は被災された方々に任せるとして、いい制度はですね、きちんとやっぱり使っていたければなどというふうに思った次第です。

それと、別件になりますが、このマップがですね、大々的に皆さんに周知されていくと、昔勉強したところでは、非常に不動産屋がちよっとばかり嫌がると。やっぱりそういうレッドゾーン地区のところは、不動産屋から見るとですね、いろいろやりにくいお話も聞いたことがありますけど、これはそれを除いてでもですね、やっぱり地域に住む方々には周知していただけるように、やっぱり働きかけが必要かなとちよっと思ったところです。

質問はこれで終わります。

○委員長（上村哲三君） ここで山本委員に確認をしたいんですが、先ほどの資料請求の件はレッドゾーンと世帯数でよかですか。（委員山本幸廣君「ええ、それでいいですよ」と呼ぶ）できれば地図も欲しかっでしょう。（委員山本幸廣君「地図も欲しいですね」と呼ぶ）用意できますか。まあ、一応やりましょう、じゃあ。

それでは、先ほど山本委員から、レッドゾーン並びにレッドゾーンの世帯数についての資料請求の申出がありました。

お諮りいたします。本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

では、執行部のほうで、できれば地図も含めてということよろしいですかね。

○建設部長（沖田良三君） はい。

○委員長（上村哲三君） お願いします。

ほかに質疑ございませんか。

○委員（谷口 徹君） 公共インフラデジタルマップ事業についてですけれども、頂いた資料のイラストつきの資料のところでは、スマートフォンなどでどこからでも道路情報が確認可能

というふうになっていますけども、スマートフォンなどのなどの部分にはカーナビとかほかの媒体も入るのか、その辺が分かれば教えてください。

○建設政策課長（一美晋策君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設政策課、一美でございます。

今、スマートフォンなどのほかの媒体についてということでお尋ねかと思えます。

一応八代市のホームページの中からもですね、パソコン等でもこういう情報が見られるようにということで、今のところ考えているところでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか今の答弁で。

○委員（谷口 徹君） 平時の情報で交通渋滞の回避というのがあって、運転中、スマートフォンがいじれないので、カーナビで見れたら非常に便利かなと思って質問に至った次第です。

以上です。

○建設政策課長（一美晋策君） 今お尋ねのカーナビとの連動については、今現在のところは、まだそこまでは想定しておりません。申し訳ございません。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（太田広則君） いい事業だと思うんですが、運用開始をどのぐらいで見とったらよろしいんですかね。

○委員長（上村哲三君） 運用開始時期。

○建設政策課長（一美晋策君） これは国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を用いまして、今回補正が認められましたら、この後、業務委託を発注いたしまして、今年度中にシステムの構築を行いまして、令和5年度から運用開始ということで、今現在予定しているところで

ございます。

○委員（太田広則君） はい、分かりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければこれより採決いたします。

議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時19分 小会）

（午前10時21分 本会）

◎議案第56号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。議案第56号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） それでは、議案第56号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について御説明いたします。

お配りしております委員会資料の55ページをお願いいたします。

まず、条例改正の経緯でございますが、国において、特定優良賃貸住宅の促進に関する法律施行規則の一部改正がございました。それに伴い引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要になったためをお願いをするものでございます。

次に、内容でございますが、本条例第4条第1項中に、第26条第4号または第5号とあるものを第26条第5号または第6号に改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければこれより採決いたします。

議案第56号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前10時23分 小会）

（午前10時23分 本会）

◎議案第57号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第57号・八代市営住宅等整備基

準に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 住宅課の早木でございます。引き続きよろしくようお願い申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○理事兼住宅課長（早木浩二君） 議案第57号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

お配りしてあります委員会資料の57ページをお願いいたします。

まず、条例の改正経緯でございますが、国におきましてエネルギーの使用の合理化等に関する法律が一部改正されたことに伴い、八代市営住宅等整備基準に関する条例に改正が必要なためをお願いするものでございます。

次に、内容でございますが、本条例の第9条第2項中にあります外壁、窓等を通しての熱の損失の防止をの部分を外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の市営住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切にと改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願い申し上げます。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・八代市営住宅等整備基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり

決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室願います。

（執行部 退席）

○委員長（上村哲三君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（上村哲三君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何か御意見はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） では、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

閉会中及び継続審査の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたします。

(午前10時28分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年6月21日

建設環境委員会

委員長